

第7期	第7期中間見直し
<p><b>6 保健所</b></p> <p>地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療福祉体制の確保を図るため、地域保健の広域的、専門的、技術的拠点としての機能を強化し、地域住民ニーズの把握に努めた上で市町へ積極的な支援を行うなど、保健・医療・福祉の施策を総合的に推進する。</p> <p><b>【現 状】</b></p> <p>保健所では、地域保健の広域的、専門的かつ技術的な拠点としての機能を強化する必要があることから、①精神保健、難病対策、結核・感染症対策、監視・指導、検査業務などの専門的かつ技術的業務、②保健、医療、福祉情報の収集、活用、③各地域が抱える健康課題に即した調査研究、④医師をはじめとする専門技術職員による技術支援、⑤地域における健康危機管理の拠点としての機能、⑥地域の諸課題に総合的に対応していくための企画立案・総合調整機能をそれぞれ強化するとともに、⑦「21世紀における国民健康づくり運動（「健康日本21（第2次）」及び「健やか生活習慣国民運動）」）に基づいて兵庫県独自で実施する「健康ひょうご21大作戦」推進の地域における中核拠点としての役割を果たしている。</p> <p>県では、保健所と福祉事務所を統合し、<u>13</u>か所の健康福祉事務所を保健所として設置している。</p> <p>一方、地域保健法の規定に基づき保健所を設置している市は、神戸市（政令指定都市）、姫路市、尼崎市及び西宮市（中核市）の<u>4</u>市となっている。</p> <p>また、平成30年4月からは明石市が中核市に移行し、明石市保健所が設置される。（県明石保健所は廃止）</p> <p>&lt;県12保健所、市5保健所&gt;</p> <p><b>【課 題】</b></p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><b>【推進方策】</b></p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p><b>7 市町保健センター（省略）</b></p> <p><b>8 衛生研究所</b></p> <p>衛生研究所は、地域保健対策を効果的に推進する技術的、科学的な中核機関として、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行っている。特に、健康危機に対応するための試験検査の実施及び試験検査に関する研究等に重点化し、新たな病原体や化学物質等の検査体制や検査手法の開発、検査の迅速化等に努めるなど、健康危機の発生に際して原因究明の役割を果たすため、衛生研究所の機能強化を図る。</p>	<p><b>6 保健所</b></p> <p>（同左）</p> <p><b>【現 状】</b></p> <p>保健所では、地域保健の広域的、専門的かつ技術的な拠点としての機能を強化する必要があることから、①精神保健、難病対策、結核・感染症対策、監視・指導、検査業務などの専門的かつ技術的業務、②保健、医療、福祉情報の収集、活用、③各地域が抱える健康課題に即した調査研究、④医師をはじめとする専門技術職員による技術支援、⑤地域における健康危機管理の拠点としての機能、⑥地域の諸課題に総合的に対応していくための企画立案・総合調整機能をそれぞれ強化するとともに、⑦「21世紀における国民健康づくり運動（「健康日本21（第2次）」及び「健やか生活習慣国民運動）」）に基づいて兵庫県独自で実施する「健康ひょうご21大作戦」推進の地域における中核拠点としての役割を果たしている。</p> <p>県では、保健所と福祉事務所を統合し、<u>12</u>か所の健康福祉事務所を保健所として設置している。</p> <p>一方、地域保健法の規定に基づき保健所を設置している市は、神戸市（政令指定都市）、姫路市、尼崎市、西宮市及び<u>明石市</u>（中核市）の<u>5</u>市となっている。</p> <p><b>【課 題】</b></p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><b>【推進方策】</b></p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p><b>7 市町保健センター（省略）</b></p> <p><b>8 衛生研究所</b></p> <p>（同左）</p>

**【現 状】**

- (1) 省略
- (2) 県内の衛生研究所は、県立健康生活科学研究所健康科学研究センター（以下「県健康科学研究センター」という。）のほか、神戸市環境保健研究所、姫路市環境衛生研究所、尼崎市立衛生研究所が衛生研究所の機能を有する機関として設置されている。
- (3) 省略
- (4) 県健康科学研究センターでは、県民の安全安心を確保するため、試験検査体制の確保、調査研究及び研究成果の発信等を行うことを盛り込んだ「県立試験研究機関・第5期中期事業計画」(平成29年3月)を策定した。本中期事業計画も踏まえ、当センターは最新の研究機器等を整備のうえ、平成30年4月、加古川市に移転する。

**【課 題】**

- (1) 新型インフルエンザ等の新たな感染症や飲料水・食品に起因する健康危機事例に対し、迅速かつ円滑に対応できるよう、新たな検査法や効率的、効果的な検査法の開発などの研究に取り組む必要がある。
- (2)～(4) 省略

**【推進方策】**

- (1)～(5) 省略

**【現 状】**

- (1) 省略
- (2) 県内の衛生研究所は、県立健康科学研究所（以下「県健康科学研究所」という。）のほか、神戸市環境保健研究所、姫路市環境衛生研究所、尼崎市立衛生研究所が衛生研究所の機能を有する機関として設置されている。
- (3) 省略
- (4) 県健康科学研究所は、平成30年4月、加古川市に移転した。令和2年3月には、健康危機発生時に迅速かつ的確に対応するための試験検査体制の確立、新規導入した高度な検査機器等を活用した試験検査方法に関する調査研究の推進及び研究成果の発信等を行うことを盛り込んだ「県立試験研究機関・第6期中期事業計画」を策定した。

**【課 題】**

- (1) 新型コロナウイルスや新型インフルエンザ等の新たな感染症や飲料水・食品に起因する健康危機事例に対し、迅速かつ円滑に対応できるよう、新たな検査法や効率的、効果的な検査法の開発などの研究に取り組む必要がある。
- (2)～(4) 省略

**【推進方策】**

- (1)～(5) 省略